

準備はお早めに！確定申告

平成30年分所得の確定申告相談を次の日程で実施します。申告期限は3月15日(金)ですが、期間間近になると大変混雑し、待ち時間が長くなることもありますので、可能な限り次の地域指定日をご利用ください。

平成30年分 申告相談日程表

月日	曜日	対象地域	受付時間	会場
2月	18日	月	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	19日	火		
	20日	水		
	21日	木		
	22日	金	午前10時～午後1時	虹別酪農センター
	25日	月	午前10時～午後1時	磯分内酪農センター
	26日	火	午前10時～正午	
	27日	水	午前10時～正午	茶安別公民館
	28日	木	午前10時～午後1時	阿歴内公民館
3月	1日	金	午前10時～午後1時	阿歴内公民館
	4日	月	午前10時～午後1時	塘路住民センター
	5日	火	午前10時～11時	駒ヶ丘荘
	6日	水	午前9時30分～正午	役場大会議室
	7日	木	午前9時30分～午後1時	役場大会議室
	8日	金		
	11日	月		
	12日	火		
	13日	水	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	14日	木		
15日	金			

平成30年分の所得税について、確定申告が必要か、下記の例で確認しましょう。

確定申告が必要な方

- ・給与の収入金額が2千万円を超えている方
- ・給与を1カ所からもらっている方で、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている方
- ・給与を2カ所以上からもらっている方で、年末調整されていない給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている方
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けている方

還付申告で税金が戻る可能性のある方

- ・年の途中で退職した後に就職しなかった方で、給与所得の年末調整をされていない方
- ・予定納税をしている方で確定申告の必要がない方
- ・給与所得者で医療費控除などの所得控除、税額控除のある方
- ・所得が公的年金等に係る雑所得のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などを受けられる方
- ・災害などに遭い、住宅や家財などに損失があった方

※上記以外にも確定申告が必要となる場合や、還付申告で納めすぎた税金が戻る場合があります。分からないことがある場合は、申告相談を利用してください。

放っておくと損、還付申告もお忘れなく

季節雇用で働いている方など、年の途中で退職し年末調整をされていない方は、確定申告をすることで給料から天引きされたままの所得税が戻ってくる場合があります。また、年末調整が済んでいても、次に該当する場合は所得税が戻ってくる場合があります。

- 住宅ローンなどを利用してマイホームの取得や増改築をした場合
- 病気やけがのため支払った医療費から、保険、助成金、医療費還元などで補われた額を差し引いた残額が10万円または所得の5%相当額のいずれか少ない額を超えた場合

※公共交通機関で通院した場合の交通費も医療費控除の対象となりますが、自家用車で通院した場合は医療費控除の対象とはなりません。

- 年末調整で必要な控除が漏れていた場合

寄附金・義援金を支払った方へ

個人で2,000円以上の寄附金・義援金を支出した場合、寄附金控除の対象となることがあります。確定申告を行う際には、寄附をした自治体などが発行する寄附金受領書や、専用振込用紙の払い込み控えが必要です。

農業所得のある方へ

酪農経営の収支計算書、成牛の減価償却早見表などは12月下旬に発送していますが、届いていない方は問い合わせください。

事業主の方へ

給与支払報告書などの法定調書および償却資産の申告書を提出していない方は、至急提出してください。

障害者控除について

障害者手帳をお持ちの方は、確定申告時に提示をすることで障害者控除を受けることができます。また、障害者手帳をお持ちでない方でも障害者手帳を持っていると同等と認められる場合には、認定申請により控除が受けられます。(介護保険の要介護認定を受け、一定の基準に該当する方など) 詳しくは、11ページ「障がい者控除対象者認定書に関するお知らせ」をご覧ください。

復興特別所得税について

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得は、所得税と併せて復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税の税率は所得税額の2.1%となります。

確定申告にはマイナンバーカードまたは「マイナンバーが書かれた書類＋身分証明書」が必要です

問い合わせ

- 申告相談に関すること／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）
- 事業所得・確定申告のマイナンバーに関すること／釧路税務署（☎0154-31-5100）
- 障害者控除の手続きに関すること／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線132）